

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年11月21日（平成29年（行情）諮問第448号）

答申日：平成30年7月23日（平成30年度（行情）答申第188号）

事件名：特定法人に係る金融商品取引法56条の2第1項に基づく報告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月10日付け金監第2964号により金融庁長官（以下「金融庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、別紙の2に掲げる部分につきその取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね以下のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。

（1）はじめに

ア 審査請求人は、平成28年10月11日付けで、「特定法人に対して特定年月日A付けで特定財務局によりなされた『金融商品取引法52条1項の規定に基づく登録取消』・・・（中略）・・・及び『金融商品取引法51条に基づく業務改善命令』・・・（中略）・・・に関する」書面等の開示請求を行った。

これに対して、処分庁が平成28年11月10日付けでした開示決定においては、上記開示を求めた文書（以下、第2において「本件文書」という。）のうちの大半が、法5条各号に該当するとして不開示とされた。

イ しかし、審査請求人は、本件文書につき、以下のとおり、不開示とする理由について不服があるので、「審査請求の趣旨」のとおりの裁決を求めるものである。

（2）行政文書名「特定年月日B付報告書」について

ア 不開示とされた部分N o (2) , (4) , (7) , (8) 及び (9) について

(ア) 処分庁による不開示の理由

処分庁においては、本件不開示文書(原文ママ)のうち、N o (2) , (4) , (7) , (8) 及び (9) 部分を不開示とした理由について、「監督当局においては、金融商品取引業者と一定の信頼関係を保ちながら事実確認を行っており、これを公にすることになれば、金融商品取引業者が事実関係の報告等に際して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、延いては、監督当局として必要とする正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とし、法5条6号柱書きに該当するとして、不開示とした。

(イ) 既に特定法人に対する処分は終了していること、同社自身が当該文書を基に出された行政処分に対する不服を一切申し立てていないこと

しかし、特定法人に対する行政処分自体は既に終了している。

そして、特定法人に対しては、本件「特定年月日B付報告書」をその根拠資料として、特定財務局より、同月特定日A付けで行政処分(登録取消し及び業務改善命令)が行われたが、同社は、これに対して不服を申し立てることもしていない。また、同社は審査請求も行っておらず、既に行政不服審査法18条1項及び2項にかかる審査請求期間が満了している。

金融商品取引業者にとって、登録取消しは最も重い処分であり、かかる処分に対して不服を申し立てていない以上、特定法人が今後事実関係の報告等を行うこととなったとしても、非協力的ないし消極的な態度をとるおそれ、ひいては監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもない。

(ウ) 特定法人及び同社代表取締役Aについては既に破産手続が開始され、破産管財人が就任していること

さらに、開示請求に係る行政文書の作成者である特定法人及び同社代表取締役のAは、それぞれ、破産手続開始申立てを行い、特定法人においては特定年月日E、Aについては特定年月日F、既にそれぞれ破産手続が開始されており(特定裁判所特定記号1及び特定裁判所特定記号2)、既に同社における各種手続は破産管財人に委ねられている。

破産管財人は、職務を執行するにあたり、総債権者の公平な満足を実現するため、善良な管理者の注意をもって、破産財団をめぐる利害関係を調整しながら適切に配当の基礎となる破産財団を形成す

べき義務を負い（破産法85条1項），この善管注意義務違反に係る責任は，破産管財人としての地位において一般的に要求される平均的な注意義務に違反した場合に生ずる（同条2項）（最高裁判所平成18年12月21日第1小法廷判決（平成17年（受）第276号））ものとされているところ，かかる義務を負う破産管財人が処分庁に対する報告等の際して非協力的ないし消極的な態度をとることは考えられない。

（エ）実質的，具体的な事務または事業の適正な遂行への支障が生じるものではないこと

法5条6号柱書きにいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは，「実質的，具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要」（大阪地判平成19年6月29日）とされているところ，上記（ア）ないし（ウ）の状況の下では，実質的，具体的に事務または事業の適正な遂行に支障が生じるものということとはできない。

（オ）開示の必要性が高いこと

申請人は，特定法人及び同社代表取締役Aにかかる各破産手続において，出資者ら（債権者ら）の代理人となっている。特定法人，同社代表取締役A，同代理人B・Cその他特定法律事務所所属の弁護士らあるいは破産管財人Dが，本件行政処分（原文ママ）を受ける以前，あるいは，その後，破産申立てを行う前後において，処分庁に対していかなる説明を行っていたかは，出資者ら（債権者ら）が破産手続において意見を申述するにあたって，極めて重要な資料となるものである。

そうであるとすれば，本件文書は，出資者ら（債権者ら）の財産を保護するために開示することが必要であると認められる文書というべきである。

イ 不開示とされた部分No（1），（3），（5）及び（6）について

同部分については，あえて不服を申し立てることはしない。

（3）行政文書名「特定年月日C付報告書」について

ア 不開示とされた部分No（1）について

（ア）処分庁による不開示の理由

当該不開示部分は，「慣行として公となっていない個人の氏名，役職名が記載されている」として法5条1号に該当するとして不開示とされている。

（イ）当該不開示部分の記載は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すること

しかし、法5条1号においては、個人に関する情報のうち、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」ものとされており、これについては法5条柱書きの原則のとおり、開示しなければならないものである。

当該不開示とされた部分No(1)については、特定法人の代理人弁護士(ら)あるいは破産管財人の氏名及び住所等に係る情報であるものと考えられるところ、これは、同代理人弁護士(ら)において、その事業を営む個人の当該事業に関する情報であるから、法5条柱書きの「開示しなければならない」行政文書に該当する。

(ウ) 補足

なお、特定法人は、特定年月日E当時、同社のホームページ上に、代理人弁護士及び破産管財人が就任した旨を、個人名及び事務所名を挙げて公表していた(特定URL)ものであり、実質的にもこれを公表することで何らかの不利益が生じるものではない。

イ 不開示とされた部分No(3)及びNo(4)について

上記(2)アと同様の理由により、法5条柱書きの「開示しなければならない」文書に該当する。

ウ 不開示とされた部分No(2)について

同部分については、あえて不服を申し立てることはしない。

(4) 行政文書名「特定年月日D付報告書」について

ア 不開示とされた部分No(1)について

上記(3)アと同様の理由により、法5条柱書きの「開示しなければならない」行政文書に該当する。

イ 不開示とした部分No(3)、(5)及び(7)について

上記(2)アと同様の理由により、法5条柱書きの「開示しなければならない」文書に該当する。

ウ 不開示とした部分No(2)、(4)、(6)及び(8)について

同部分については、あえて不服を申し立てることはしない。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が特定財務局長に対して行った平成28年10月11日付け行政文書開示請求(同月14日受付。以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求は、法12条1項に基づき、同月28日付けで処分庁に移送された。)に関し、処分庁が、同年11月10日付け行政文書開示決定通知書(金監第2964号)において本件開示請求に係る行政文書の一部を不開示とした原処分については、以下のとおり、これを維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書(以下「本件請求文書」という。)は、

以下のとおりである。

「特定法人に対して特定年月日 A 付けで特定財務局長よりなされた金融商品取引法 5 2 条 1 項の規定に基づく登録取消（以下「本件取消命令」という。）及び金融商品取引法 5 1 条に基づく業務改善命令（以下「本件業務改善命令」という。なお、本件取消命令及び本件業務改善命令の両処分を指して、「本件行政処分」と総称することがある。）に関する以下の書面

- ① 本件行政処分の発端となった金融商品取引法 5 6 条の 2 第 1 項に基づき行われた報告命令に対して特定法人が提出した報告書類の写し（添付書類を除く）
- ② 本件業務改善命令を受けて実施された特定法人の改善措置に関する報告書類の写し（添付資料を除く）」

2 原処分について

- (1) 処分庁は、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定した上で、法 9 条 1 項の規定に基づき、その一部のみ開示する旨の決定を行った。
- (2) 原処分が、本件対象文書の一部を不開示とした理由は、以下のとおりである。

ア 文書 1（特定年月日 B 付報告書）について

(ア) 不開示とした部分には、慣行として公になっていない個人の氏名、役職名が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法 5 条 1 号に該当し、不開示とした。

(イ) 不開示とした部分には個人又は法人の印影が記録されている。当該印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているため、これを公にした場合、偽造されること等により財産的損害等を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当し、不開示とした。

(ウ) 不開示とした部分には、金融商品取引法 5 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき当該業者が当局に報告した事項が含まれている。監督当局においては、金融商品取引業者と一定の信頼関係を保ちながら事実確認を行っており、これを公にすることになれば、金融商品取引業者が事実関係の報告等に際して非協力ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては、監督当局として必要とする正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示とした。

イ 文書 2（特定年月日 C 付報告書）及び文書 3（特定年月日 D 付報告

書) について

- (ア) 不開示とした部分には、慣行として公になっていない個人の氏名、役職名が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当し、不開示とした。
- (イ) 不開示とした部分には個人の印影が記録されている。当該印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているため、これを公にした場合、偽造されること等により財産的損害等を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。
- (ウ) 不開示とした部分には、金融商品取引法51条の規定に基づき当該業者が当局に報告した事項が含まれている。監督当局においては、金融商品取引業者と一定の信頼関係を保ちながら事実確認を行っており、これを公にすることになれば、金融商品取引業者が事実関係の報告等に際して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては、監督当局として必要とする正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

原処分が不開示とした部分のうち、別紙の2に掲げる部分の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書によれば、要旨、以下のとおりである。

ア 文書1

- (ア) 既に特定法人に対する処分は終了していること、同社自身が当該文書を基に出された行政処分に対する不服を一切申し立てていないこと

特定法人に対する行政処分自体は既に終了している。そして、特定法人に対しては、文書1をその根拠資料として、特定財務局より、特定年月日A付けで行政処分（登録取消及び業務改善命令）が行われたが、同社は、これに対して不服を申し立てることもしていない。また、同社は審査請求も行っておらず、既に行政不服審査法18条1項及び2項にかかる審査請求期間が終了している。

金融商品取引業者にとって、登録取消しは最も重い処分であり、かかる処分に対して不服を申し立てていない以上、特定法人が今後事実関係の報告等を行うこととなったとしても、非協力的ないし消極的な態度をとるおそれ、ひいては監督事務の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれもない。

(イ) 特定法人及び同社代表取締役 A については既に破産手続が開始され、破産管財人が就任していること

さらに、開示請求に係る行政文書の作成者である特定法人及び同社代表取締役の A は、それぞれ、破産手続開始申立てを行い、特定法人においては特定年月日 E、A については特定年月日 F、既にそれぞれ破産手続が開始されており（特定裁判所特定記号 1 及び特定裁判所特定記号 2）、既に同社における各手続は破産管財人に委ねられている。

破産管財人は、職務を執行するにあたり、総債権者の公平な満足を実現するため、善良な管理者の注意をもって、破産財団をめぐる利害関係を調整しながら適切に配当の基礎となる破産財団を形成すべき義務を負い（破産法 85 条 1 項）、この善管注意義務違反に係る責任は、破産管財人としての地位において一般的に要求される平均的な注意義務に違反した場合に生ずる（同条 2 項）（最高裁判所平成 18 年 12 月 21 日第 1 小法廷判決（平成 17 年（受）第 276 号））ものとされているところ、かかる義務を負う破産管財人が処分庁に対する報告等に際して非協力的ないし消極的な態度をとることは考えられない。

(ウ) 実質的、具体的な事務または事業の適正な遂行への支障が生じるものではないこと

法 5 条 6 号柱書きにいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、「実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要」

（大阪地判平成 19 年 6 月 29 日）とされているところ、本件の状況の下では、実質的、具体的に事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるものということとはできない。

(エ) 開示の必要性が高いこと

審査請求人は、特定法人及び同社代表取締役 A にかかる各破産手続において、出資者ら（債権者ら）の代理人となっている。特定法人、同社代表取締役 A、同代理人 B・C その他特定法律事務所所属の弁護士らあるいは破産管財人 D が、本件行政処分を受ける以前、あるいは、その後、破産申立てを行う前後において、処分庁に対していかなる説明を行っていたかは、出資者ら（債権者ら）が破産手続において意見を申述するにあたって、極めて重要な資料となるものである。

そうであるとすれば、本件文書は、出資者ら（債権者ら）の財産を保護するために開示することが必要であると認められる文書とい

うべきである。

イ 文書 2 及び文書 3

(ア) 法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした部分の記載は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すること

法 5 条 1 号においては、個人に関する情報のうち、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」ものとされており、これについては法 5 条柱書きの原則のとおり、開示しなければならないものである。

当該不開示とされた部分については、特定法人の代理人弁護士（ら）あるいは破産管財人の氏名及び住所等に係る情報であるものと考えられるところ、これは、同代理人弁護士（ら）において、その事業を営む個人の当該事業に関する情報であるから、法 5 条柱書きの「開示しなければならない」行政文書に該当する。

なお、特定法人は、特定年月日 E 当時、同社のホームページ上に、代理人弁護士及び破産管財人が就任した旨を、個人名及び事務所名を挙げて公表していたものであり、実質的にもこれを公表することで何らかの不利益が生じるものではない。

(イ) 法 5 条 6 号柱書きに該当するとして不開示とした部分について

上記 (2) アと同様の理由により、法 5 条柱書きの「開示しなければならない」文書に該当する。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

文書 1 は、金融庁長官が、特定法人への行政処分の当否を検討する過程で、報告徴取命令を発したのに対し、特定法人が提出した文書である。

文書 2 及び文書 3 は、特定法人が、本件業務改善命令に従って、2 回にわたり、金融庁長官に提出した文書である。

(2) 不開示事由該当性について

ア 文書 1

(ア) 審査請求人は、法 5 条 6 号柱書きに該当するとして不開示とした部分（以下、第 3 において「本件不開示部分」という。）について不服を申し立てていることから、以下、この点につき検討する。

a 法 5 条 6 号の趣旨は、行政機関が行うすべての事務又は事業は、法律に基づき公益に適合するように行われなければならないため、開示することによりその事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は、不開示とする合理的な理由が認められるという点にあるところ、同号は、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報

をすべて列挙することは技術的に困難であるため、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、柱書きにおいて「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

上記趣旨及び構造に照らすと、同号柱書きにいう「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、当該事務又は事業の根拠となる法令の規定の文言及び趣旨、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合をいうものと解すべきである。そして、同号の前記趣旨からは、当該事務又は事業が反復されるような性質のものである場合に、当該情報の開示によって将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障があるときも、同号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と解すべきことは明らかである（大阪地方裁判所判決平成19年6月29日判例タイムズ1260号186頁）。

- b 文書1の不開示部分（本件不開示部分）には、金融商品取引法56条の2第1項の規定に基づき特定法人が当局に報告した事項が含まれている。

一般に、法令に基づく報告書を金融庁に提出する金融商品取引業者は、当該報告書に記載した情報について、あくまで監督当局である金融庁のみ開示されるものであり、一般に公表されることはないことを当然の前提とするとともに、自主的な業務改善を着実にを行っていることを明らかにするために、積極的な情報提供を行っている。金融商品取引業者においては、自らが考案・構築してきた企業秘密・ノウハウというべき業務プロセス、業務運営体制、組織体制、経営管理態勢、内部管理態勢等の詳細が漏洩されたり、金融庁長官に率直に認めた自らに不利益な事実が一般に公表されるようなことがないという信頼があるからこそ、そうした積極的な情報提供ができるのであって、監督当局においても、金融商品取引業者からの積極的な情報提供を受けられるからこそ、金融商品取引業者に対する監督を実効的に行うことが可能となっている。この点、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針においても、「金融商品取引業者等の監督に当たっては、金融商品取引業者等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督

上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督当局においては、金融商品取引業者等からの報告だけではなく、日頃から十分な意思疎通を図ることを通じて積極的に情報収集する必要がある。具体的には、金融商品取引業者等との定期的な意見交換等を通じて、金融商品取引業者等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。」（同監督指針1-1-2(2)）とされている。

このように、監督当局においては、金融商品取引業者との信頼関係を保ちつつ、十分な意思疎通を行うことによって、金融商品取引業者の業務運営の状況や問題点、業務改善状況を把握することが期待されており、かつ、そのような対応が取られて初めて金融商品取引業者に対する監督事務を実効的に行うことが可能となるところ、金融商品取引業者から提出された報告書に記載された情報を公にすれば、以後、他の金融商品取引業者が法令に基づく報告において非協力的ないし消極的な態度を取るおそれがあり、ひいては、金融商品取引業者の実態把握を行うことを困難にするなど、金融商品取引業者に対する監督事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

この点、本件対象文書は、特定法人が、報告すべき事項について、公表されないとの当局に対する信頼の下で提出したものであり、当該情報が公になれば、今後、同社のみならず、他の金融商品取引業者においても、憶測に基づく顧客の減少や自らの企業秘密・ノウハウが漏洩することを恐れて、監督当局に対する報告内容を詳細なものとはせず、空疎・曖昧なものにとどめたり、殊更に記載しないなどといった非協力的ないし消極的な態度を取るおそれがあり、ひいては、監督当局が金融商品取引業者の実態把握を行うことを困難にし、金融商品取引業者に対する将来の監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、当該報告書の内容について、法5条6号柱書きに該当するとした原処分判断は妥当である。

(イ) なお、本件不開示部分は、下記のとおり、法5条2号イにも該当する。

まず、本件不開示部分には、特定法人の資産保全に関する措置が詳細に記載されており、これを公にした場合には、特定法人の経営状況等が明らかになることにより、特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなど、特定法人の正当な利益を害するおそれがある。

もつとも、特定法人については、特定年月日E特定時刻に特定裁判所より破産手続開始決定がされている。

この点、破産法35条は「破産手続開始決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。」と定めていることからすると、破産手続開始決定を受けると法人は解散するが、解散により直ちに法人格が消滅するのではなく、破産手続が終了するまで法人格は存続し、破産管財人がこれらの管財業務にあたる（同法78条）。また、破産管財人は裁判所の許可を得て破産会社の業務を継続することができる（同法36条）から、破産手続開始決定によりただちに当該法人の正当な利益を害するおそれがないとはいえない。

したがって、法人が破産手続中であるとしても、当該法人の資産保全に関する措置を開示すれば、公にされていない当該法人の経営上の秘密等が明らかになり、当該法人又は本件不開示部分に記載された取引先等（破産手続において債権者になりうる者）である法人若しくは個人の正当な利益を害するおそれがある（平成25年度（行情）答申第412号）。

そして、特定法人は、本件開示請求の時点（請求日：平成28年10月11日、受付日：同月14日）で破産手続は終了していないから、特定法人の正当な利益は、なお保護に値するものであるといえる。

よって、本件不開示部分は、法5条2号イにも該当するものと認められる。

(ウ) 以上より、本件不開示部分は、法5条6号柱書き及び2号イの不開示情報に該当するものと認められ、いずれにしても、不開示とすることが妥当である。

イ 文書2及び文書3

(ア) まず、審査請求人は、法5条1号に該当するとして不開示とした部分について不服を申し立てている。

この点、文書2の不開示とした部分には、慣行として公になっていない個人の氏名、役職名が記載されているところ、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報、あるいは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号又は2号イに該当する。

(イ) また、審査請求人は、法5条6号柱書きに該当するとして不開示

とした部分についても不服を申し立てているが、この点に関する原処分判断が妥当であるとともに、同条2号イの不開示情報にも該当するのは、上記アで述べたとおりである。

5 審査請求人の主張に対する反論

(1) 法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした部分（文書1ないし文書3）

ア 審査請求人は、特定法人に対する行政処分（本件取消命令及び本件業務改善命令）は既に終了しており、当該行政処分に対する不服を申し立てていないから、特定法人に関する監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと、特定法人及び同社代表取締役Aについては既に破産手続が開始して、破産管財人が選任されており、破産管財人が処分庁に対する報告等に際して非協力的ないし消極的な態度をとることは考えられないことを前提とすれば、法5条6号柱書きにいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、「実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要」（大阪地判平成19年6月29日）とされているところ、本件では、実質的、具体的に事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるものということとはできない旨主張する。

しかしながら、同判決は、上記に続いて、「なお、当該事務又は事業が反復されるような性質のものである場合に、当該情報の開示によって将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障があるときも、同号にいう『当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある』ものと解すべきことは、前記の同号の趣旨から明らかである」とも述べている。

ある金融商品取引業者の報告書等が開示されることによって、金融商品取引業者の当局に対する「事実が公表されるようなことがない」ことの信頼を失えば、将来の他の業者に対する監督事務の適正な遂行にも支障を及ぼすこととなることは、上記4（2）ア（ア）bで述べたとおりであって、たとえ特定法人に関する監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、また、破産管財人が報告等に際して非協力的ないし消極的な態度をとることが考えられないとしても結論を左右しない。審査請求人の主張に理由がないことは明らかである。

イ 審査請求人は、特定法人及び同社代表取締役の各破産手続において出資者ら（債権者ら）の代理人となっており、同社の行政庁への説明内容は、債権者らの財産を保護するために開示する必要性が高いと主張する。

しかしながら、そもそも法においては何人も開示請求でき、また、

法5条にいう「公にすること」とは何人にも知り得る状態に置くことを意味しており、その前提で不開示情報該当性の判断をするよう定めていることからすれば、個別事情を斟酌する必要はなく、法に規定する不開示情報に該当するか否かを判断すれば足りる（平成24年度（行情）答申第24号）ところ、上記主張は、審査請求人の置かれている立場、状況等の個別的な事情に過ぎない。

そして、本件において、監督当局の将来の同種の事務の適正な遂行を保護する必要があり、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（法5条6号柱書き）が認められることは、上記4（2）ア（ア）bで述べたとおりである。

（2）法5条1号に該当するとして不開示とした部分（文書2，文書3）

ア 審査請求人は、法5条1号によって不開示とした部分は、特定法人の代理人弁護士（ら）あるいは破産管財人の氏名及び住所等に係る情報であるものと考えられるから、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として、法5条柱書きの原則のとおり、開示しなければならない旨主張する。

しかしながら、上記主張は、当該不開示部分に特定法人の代理人弁護士（ら）あるいは破産管財人の氏名及び住所等が記載されているとの審査請求人の根拠のない憶測に基づくものに過ぎず、判断の前提を欠く。仮に当該不開示部分に特定法人の代理人弁護士（ら）あるいは破産管財人の氏名等の情報が記載されているとしても、特定弁護士がいかなる個別事案に関与しているかという情報は、事業を営む当該弁護士個人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより、当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められる（平成21年度（行情）答申第483号）から、法5条2号イにより、開示することを要しないと考えられる。

イ また、審査請求人は、特定法人が「特定年月日E当時、同社のホームページ上に、代理人弁護士及び破産管財人が就任した旨を、個人名及び事務所名を挙げて公表していた・・・ものであり、実質的にもこれを公表することで何らかの不利益が生ずるものではない」旨主張するが、これは法5条1号によって不開示とした部分に、特定法人の代理人弁護士等の氏名及び住所等が記載されているという憶測を前提とした主張であり、上記のとおり、判断の前提を欠く。

なお、審査請求人が引用するウェブサイトのアドレス（特定URL）は、現在閲覧できなくなっており、これをもって「公にされ」と評価することもできない。

6 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 同月25日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成30年6月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の1に掲げる各文書を本件対象文書として特定し、本件対象文書のうちその一部につき、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2に掲げる部分の開示を求めているところ、諮問庁は当該部分の不開示理由にそれぞれ法5条2号イを追加した上で、原処分を妥当としている。

そこで、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとしている部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特定法人のウェブサイトは、上記第3の5(2)イのとおり、現在閉鎖されており、審査請求人が主張する特定法人のプレスリリースの有無やその状況については確認できない。

イ 特定年月日A付け特定法人に対する行政処分（本件行政処分）については、特定財務局のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

(2) 本件対象文書には、本件開示請求以前に、特定法人が破産手続開始決定等に関して信用調査機関等へリリースしている旨の記載が認められたことから、諮問庁から当該リリースに関する資料の写しの提示を受けて確認したところ、上記(1)イの行政処分に関する情報や特定法人の破産手続開始決定等に関する情報が記載されていることが認められた。また、当該情報の一部は、特定信用調査機関のウェブサイトにおいて一般に公開されていることが認められた。

(3) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定法人の破産手続終結

決定の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、本件開示決定の時点においても特定法人の破産手続は終了していない旨説明する。

(4) 文書1について

当該文書は、本件行政処分に係る金融商品取引法56条の2第1項の規定に基づく特定財務局長から特定法人への業務等に関する報告命令に対して、特定年月日B（特定法人の破産手続開始決定日前）付けで特定法人から特定財務局長宛てに提出された報告書であると認められる。

ア 別紙の3の番号1，番号2及び番号4ないし番号6に掲げる部分について

当該部分は、特定法人の破産手続開始申立前の出資者に対する対応状況，出資対象事業の状況及び資産保全に関する措置のうち保有資産の保全措置の内容を除く部分の状況の具体的内容であると認められる。

諮問庁は、上記第3の4（2）ア（ア）bのとおり、一般に、法令に基づく報告書を金融庁に提出する金融商品取引業者は、当該報告書に記載した情報について、あくまで監督当局である金融庁のみ開示されるものであり、一般に公表されることはないことを当然の前提とするとともに、自主的な業務改善等を着実にしていることを明らかにするために、積極的な情報提供を行っているところであり、本件対象文書に記載された情報を公にすれば、今後、同社のみならず、他の金融商品取引業者が法令に基づく報告において非協力的ないし消極的な態度を取るおそれがあり、ひいては、金融商品取引業者の実態把握を行うことを困難にするなど、金融商品取引業者に対する監督事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかし、当該部分に記載された情報は、本件行政処分に係る金融商品取引法56条の2第1項の規定に基づく提出命令に対する報告書の性質から当然に記載するものと考えられる情報等であり、さらに、上記（2）のとおり、本件開示請求以前に、特定法人が本件行政処分を受けた事実及び破産手続開始決定を受けた事実等を信用調査機関等へリリースしていることに鑑みれば、当該部分を公にしても、今後の金融商品取引業者への法令に基づく報告の徴取において、金融商品取引業者が非協力的ないし消極的な態度を取ることにより金融監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法5条6号柱書きに該当しない。

また、上記（2）のとおり、本件開示請求以前に、特定法人は本件行政処分を受けた事実及び破産手続開始決定を受けた事実等を信用調査機関等へリリースしていることから、当該部分を公にしても、特定法人の事業活動において新たに当該法人の権利、競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イに該当しない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

イ 別紙の3の番号3に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、文書1の提出に関する情報であって、特定法人の資産保全に関する措置に係る報告書という文書1の性質から当然に記載するものと考えられる情報、報告書において一般的に記載される情報及び上記(2)の特定法人が信用調査機関等へリリースしている情報と同内容の情報と認められ、当該部分を公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、金融監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

ウ その余の部分について

文書1の本件不開示部分のうち、上記ア及びイ以外の部分に記載された情報は、文書1の報告時点における特定法人の保全措置の対象となる保有資産の状況等を具体的かつ詳細に示す情報であり、かつ、上記(2)の特定法人が信用調査機関等へリリースしている情報によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にすると、特定法人の財務状況等が明らかとなることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

なお、破産手続開始決定を受けると法人は解散するが、解散により直ちに法人格が消滅するものではないから、特定法人の破産開始決定を理由として上記おそれの存在が否定されることにはならない。

また、上記破産手続における出資者及び債権者の財産を保護するために当該部分を公にすることに、これを開示しないことにより保護される特定法人の権利利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、法5条2号ただし書の規定に該当しないと認められることから、審査請求人の上記第2の2(2)ア(オ)の主張は採用できない。

以上により、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書2及び文書3について

当該文書は、特定財務局長から特定法人への金融商品取引法51条に基づく本件業務改善命令に対して、特定法人から特定財務局特定課及び特定財務局長宛てに提出された特定年月日C(特定法人の破産手続開始

決定日後) 付けの改善報告書及び特定年月日D (特定法人の破産手続開始決定日後) 付けの改善報告書であると認められる。

ア 別紙の3の番号7及び番号11に掲げる部分について

諮問庁は、当該部分について、慣行として公になっていない個人の氏名、役職名が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、原処分では法5条1号に該当するとされているところ、審査請求人が主張するとおり当該部分に弁護士の名等が記載されているとしても、これらの情報は事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、同条2号イの不開示情報に該当することから、不開示とされるべきであると説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分に記載された情報は、文書2及び文書3の作成者である特定法人の代理人である特定弁護士に関する情報であって、上記(2)の特定法人が信用調査機関等へリリースしている情報から容易に推測することができる情報と認められ、当該部分を公にしても、事業を営む当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

イ 別紙の3の番号8ないし番号10に掲げる部分について

当該部分は、破産手続開始申立前の特定法人の業務に関して調査担当弁護士が行った調査内容の出資者への報告の状況、特定法人の破産手続に関する対応の状況、文書2の提出に当たり添付した資料名及び文書2提出後の特定法人の代表者等に対する連絡等に関する具体的内容等であり、これらの部分に記載された情報は、以下の(ア)から(ウ)までの少なくともいずれかに該当するものと認められる。

(ア) 上記(2)の特定法人が信用調査機関等へリリースしている情報から特定すること又は容易に推測することができる情報と認められるから、当該部分を公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない情報

(イ) 出資者説明会の具体的な場所や日時に関する情報、裁判所が指定した債権者集会の期日等に関する情報及び今後の特定法人の代表者等との連絡に関する情報等であって、上記(2)の特定法人が信用調査機関等へリリースしている情報からは、特定すること又は容易に推測することができる情報とは認められないものの、本件開示請求以前に特定法人が本件行政処分を受けた事実及び破産手続開始決定を受けた事実等を信用調査機関等へリリースしていることに鑑

みれば、当該部分を公にしても特定法人の事業活動において新たに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない情報

- (ウ) 本件業務改善命令に対する報告という文書2の性質から当然に記載するものと考えられる情報と認められるから、当該部分を公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない情報

以上の情報は、いずれも法5条2号イの不開示情報に該当しない。

また、当該部分に記載された情報は、上記(2)の特定法人が信用調査機関等へリリースしている情報から特定すること又は容易に推測することができる情報や金融商品取引法51条の規定に基づく本件業務改善命令に対する報告書の性質から当然に記載するものと考えられる情報等であり、さらに、上記(2)のとおり、本件開示請求以前に、特定法人が本件行政処分を受けた事実及び破産手続開始決定を受けた事実等を信用調査機関等へリリースしていることに鑑みれば、当該部分を公にしても、今後の業務改善命令に対する金融商品取引業者からの報告において金融商品取引業者が非協力的ないし消極的な態度を取ることにより金融監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法5条6号柱書きに該当しない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

ウ 別紙の3の番号12に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、特定年月日A付けで特定財務局長が特定法人に対して行った本件業務改善命令の内容に関する情報等であって、上記(1)イの特定財務局のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報等と認められ、これを公にしても特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、金融監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

エ 別紙の3の番号13及び番号14に掲げる部分について

当該部分に記載された情報は、本件業務改善命令に対する特定法人の対応の具体的内容に関する情報であり、これらの部分に記載された情報は、以下の(ア)から(ウ)までの少なくともいずれかに該当するものと認められる。

- (ア) 上記(1)イの特定財務局のウェブサイトにおいて一般に公開さ

れている情報及び上記（２）の特定法人が信用調査機関等へリリースしている情報から特定すること又は容易に推測することができる情報と認められるから、当該部分を公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない情報

（イ）顧客に対する説明や通知の状況に関する情報及び本件業務改善命令後の特定法人の業務の状況に関する情報等であって、上記（２）の特定法人が信用調査機関等へリリースしている情報からは、特定すること又は容易に推測することができる情報とは認められないものの、本件開示請求以前に、特定法人が本件行政処分を受けた事実及び破産手続開始決定を受けた事実等を信用調査機関等へリリースしていることに鑑みれば、当該部分を公にしても特定法人の事業活動において新たに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない情報

（ウ）本件業務改善命令に対する報告という文書３の性質から当然に記載するものと考えられる情報と認められるから、当該部分を公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない情報

以上の情報は、いずれも法５条２号イの不開示情報に該当しない。

また、当該部分は、上記イと同様の理由により、法５条６号柱書きに該当しない。

したがって、当該部分は、法５条２号イ及び６号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

オ その余の部分について

当該部分には、特定法人の代表者及び他の役員個人が選任した弁護士の名及び電話番号が記載されていることが認められる。

これらの部分に記載された情報は、上記（２）の特定法人が信用調査機関等へリリースしている情報によったとしても特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを開示することにより、特定弁護士が特定法人の代表者又は他の役員の名を承知していることが明らかになるところ、特定弁護士がいかなる個別事案に関与しているかという情報は、事業を営む当該弁護士個人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより、当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められる。

したがって、当該部分は、法５条２号イに該当するため、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分に係る開示決定通知書においては、本件対象文書の不開示部分につき、別紙の2のとおり、「No(1)」ないし「No(9)」の番号をもって特定しているところ、これは、開示実施文書のマスキング部分に付記された番号を示すものであると認められる。

不開示部分を上記のように特定したのは、不開示部分を具体的に指し示すための工夫であると理解できるが、それだけでは、開示請求者が開示実施文書を入手しない限り、いかなる部分が不開示とされたかを了知し得ないのであり、その点において、理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に沿うとはいえない。

したがって、処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、上記の点について留意すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

1 本件対象文書

文書1 特定年月日A付「特定法人に対する行政処分について」にかかる特定法人に対して金融商品取引法第56条の2第1項に基づき報告を求めた報告書のうち、当該行政処分の認定に至った報告書（特定年月日B付報告書）

文書2 金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令に対する改善報告書（特定年月日C付報告書）

文書3 金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令に対する改善報告書（特定年月日D付報告書）

2 審査請求人が開示を求める部分

番号	対象文書	不開示部分	不開示条項
1	文書1	No(2), No(4)及びNo(7)ないしNo(9)	法5条6号柱書き
2	文書2	No(1)	法5条1号
3		No(3)及びNo(4)	法5条6号柱書き
4	文書3	No(1)	法5条1号
5		No(3), No(5)及びNo(7)	法5条6号柱書き

3 開示すべき部分

番号	対象文書	枚目	開示すべき部分
1	文書1	2	不開示部分全て
2		4	不開示部分全て
3		5	8行目ないし12行目
4			13行目ないし16行目
5		6	31行目ないし33行目
6		7	不開示部分全て
7		文書2	1
8	8行目ないし27行目		
9	2		1行目ないし10行目
10			11行目1文字目ないし36文字目, 12行目20文字目ないし39文字目, 13行目1文字目ないし7文字目, 13行目28文字目ないし39文字目, 14行目及び1

			5行目
1 1	文書 3	1	5行目（印影部分を除く。）
1 2		2	1行目ないし6行目（印影部分を除く。）
1 3		3	1行目ないし30行目（印影部分を除く。）
1 4		4	1行目ないし28行目（印影部分を除く。）

（注）表中の「枚目」については，各文書の通しの頁を示す。

行数の数え方については，接受印部分，空白の行及び不開示部分の番号（■）部分は数えない。

文字数については，句読点，かっこ及び記号も1文字と数え，空白部分を数えない。